

外国送金のお取扱いについて

平成 30 年 1 0 月

お客さま各位

金融機関では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に向け、お客さまから外国へ送金する場合や、お客さまの口座へ外国から送金を受け入れる際には、厳格な確認をする義務が課されています。

当金庫では、お客さまに対し、以下の点についてヒアリング及び書類の提示等をお願いしておりますので、何卒ご協力賜りますようお願いいたします。

お伺いした内容については、記録させていただくとともに、提示していただいた書類については、原則、写しを頂戴いたします。

なお、当金庫からの依頼にご対応いただけない場合や、確認させて頂いた内容によっては、手続きをお断りさせて頂くことがありますので、ご了承ください。

	送金する場合	送金を受ける場合
ヒアリング内容	【ご依頼人に関する事項】 <ul style="list-style-type: none">・ご職業・事業内容・取引目的・お受取人とのご関係等・送金資金の原資 【お受取人に関する事項】 <ul style="list-style-type: none">・生年月日、国籍等	【お受取人に関する事項】 <ul style="list-style-type: none">・ご職業・事業内容・取引目的・ご送金人とのご関係等 【ご送金人に関する事項】 <ul style="list-style-type: none">・生年月日、国籍等
書類の提示	<ul style="list-style-type: none">・本人確認書類・送金資金の原資について証明する書類・送金目的および受取人との関係を確認できる書類 (ご提示いただく書類については、個別にご相談ください。)	

※必要に応じて、ヒアリング内容やご提示いただく書類を追加する場合がございます。

高崎信用金庫